

敬愛大学における競争的資金等による研究活動に係る行動規範

敬愛大学（以下「本学」という）は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、競争的資金による研究活動に取り組むうえで教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

（大学における研究活動の公共性並びに社会的責務）

- 1 大学は創造的な研究活動に取り組み、そこで生み出される知見や技術により社会の発展に貢献することがますます求められている。本学は、大学としての研究機能について上記の公共性並びに社会的責務に鑑み、すべての教職員が適正な倫理観をもって研究業務に取り組むことの重要性を認識し、この価値観を共有する。

（研究倫理）

- 2 本学の教員は、研究の計画・申請・報告に取り組むにあたり、上記の公共性並びに社会的責務の趣旨を十分に理解し、研究によって生み出される知の正確さや正当性を確保するよう十分留意し、研究・調査データの厳正な取扱いを徹底する。

（法令遵守）

- 3 本学の教職員は、競争的資金は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守し、不正及び不適切な使用は行わない。

（管理・監査体制）

- 4 本学の教職員は、競争的資金の不正及び不適切な執行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。

本学の教職員は、本規範の趣旨を十分に理解し、遵守されるような環境整備に取り組み、不正行為の防止に努める。

附 則

この行動規範は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。